

国民健康保険運営方針 策定要領について

令和5年9月5日

1 都道府県国民健康保険運営方針の概要

国民健康保険制度改革の状況

令和5年4月14日厚生労働省
主催国保主管課長会議資料

国保が抱える構造的課題

- ①年齢構成が高く、医療費水準が高い
- ②所得水準が低い
- ③保険料負担が重い
- ④保険料（税）の収納率
- ⑤一般会計繰入・繰上充用
- ⑥財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑦市町村間の格差

国保改革（平成30年度～）

①財政運営の都道府県単位化・都道府県と市町村の役割分担

- ・都道府県が財政運営の主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保等の国保運営に中心的な役割を担う
- ・市町村は、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う
- ・都道府県が統一的な方針として国保運営方針を示し、市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化を推進
- ・都道府県に財政安定化基金を設置

②財政支援の拡充

- ・財政支援の拡充により、財政基盤を強化（毎年約3,400億円）
低所得者対策の強化、保険者努力支援制度 等

今後の主な課題

平成30年度改革が現在、概ね順調に実施されており、引き続き、財政運営の安定化を図りつつ、「**財政運営の都道府県単位化**」の趣旨の深化を図るため、令和3年度からの国保運営方針に基づき、都道府県と市町村の役割分担の下、以下の取組を進める。

○法定外繰入等の解消

赤字解消計画の策定・状況の見える化等を通じて、解消に向けた実行性のある取組を推進

○保険料水準の統一に向けた議論

将来的には都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、地域の実情に応じて議論を深めることが重要

○医療費適正化の更なる推進

保険者努力支援制度で予防・健康づくりが拡充されたことも踏まえ、都道府県内全体の医療費適正化に資する取組を推進

※上記の他、国会での附帯決議、骨太方針・改革工程表、地方団体の要望事項等について、地方団体と協議を進める。 2

国民健康保険制度における都道府県・市町村・国保連合会の役割分担

- ・国保の財政運営の都道府県単位化に当たっては、一気に都道府県で一つの保険者とすることを避け、**都道府県の果たすべき役割と市町村が果たすべき役割を一つ一つ検証した。結果的に、保険者機能を発揮するための最適な役割分担を追求した。**

改革の方向性

- 都道府県は、管内市町村や国保関係者と協議した上で、**都道府県内の国保の運営の統一的な方針としての国保運営方針**を示し、**市町村が担う事務の効率化、標準化、広域化**を推進
- 市町村は、住民に身近な自治体として、被保険者の**資格管理、保険料の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業**などを適切に実施
- 国保連合会は、保険者の共同目的達成のため、**審査支払業務の他、給付の適正化や保健事業等を都道府県単位で支援**

	都道府県の主な役割	市町村の主な役割	国保連合会の主な役割
資格管理	・国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	・地域住民と身近な関係の中、資格を管理 (被保険者証等の発行)	・保険者事務共同電算処理
保険料の決定、賦課・徴収	・標準的な算定方法等により、市町村ごとの 標準保険料率を算定・公表	・ 標準保険料率等を参考に保険料率を決定 ・個々の事情に応じた賦課・徴収	・保険料適正算定への支援
保険給付	・ 給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払い ・市町村が行った保険給付の点検	・ 保険給付の決定 ・個々の事情に応じた窓口負担減免等	・診療報酬の審査支払業務 ・第三者行為損害賠償求償事務 ・レセプト点検の支援
保健事業	・市町村ごとの健康課題や保健事業の 実施状況を把握 ・市町村の保健事業の運営が健全に行われるよう、必要な助言及び支援 ・市町村における健康・医療情報の 横断的・総合的な分析 ・関係市町村相互間の連絡調整、市町村への 専門的な技術又は知識を有する者の派遣、情報の提供等の支援	・被保険者の特性に応じた きめ細かい保健事業 を実施 ・健康・医療情報の活用及び PDCAサイクル に沿った事業運営 ・ 生活習慣病対策としての発症予防と重症化予防の推進 ・ 特定健康診査及び特定保健指導の実施 ・データヘルス計画の策定、実施及び評価	・特定健診・特定保健指導に係る費用の支払及びデータ管理 ・ KDBシステムを活用した統計情報や個人の健康に関するデータの作成 ・データヘルス計画の策定・評価の支援 ・国保ヘルスアップ（支援）事業、高齢者の保健事業と介護予防の 一体的実施の支援

都道府県国保運営方針について

- 都道府県国保運営方針は、**都道府県と各市町村が一体となり、役割分担をしつつ、保険者としての事務を共通認識の下で実施する**体制を確保するために策定。
- 策定に当たり、**都道府県と各市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有しておくことが必要**。
- 被保険者、医療関係者、学識経験者、被用者保険代表等の**地域の関係者の意見もよく聴いた上で、地域の実情に応じた方針を策定**することが必要。
- 策定後も運営状況等も踏まえ、**定期的に検証・見直し**を行い、**必要に応じ改善**していくことが重要。
- **都道府県**は、県内の国民健康保険制度の「望ましい均てん化」を図るため、**一層主導的な役割を果たす**ことが重要。

都道府県国保運営方針の主な記載事項

- (1) **国保の医療費、財政の見通し**（医療費の動向と将来の見通し、赤字解消・削減の取組、財政安定化基金の運用等）
- (2) **市町村の保険料の標準的な算定方法及びその水準の平準化**(※)に関する事項（保険料水準の統一に向けた検討等）
- (3) **保険料の徴収の適正な実施**に関する事項
- (4) **保険給付の適正な実施**に関する事項（レセプト点検、第三者求償、高額療養費多数該当の取扱い等）
- (5) **医療費適正化**に関する事項（医療費適正化に向けた取組、保健事業の取組、医療費適正化計画との関係）
- (6) 市町村が担う**事務の効率化、広域化の推進**に関する事項（保険者事務、収納対策、保健事業等の共同実施）
- (7) **保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携**に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な**関係市町村相互間の連絡調整**等

※下線部は国保法改正後（令和6年4月施行）の内容

2 国民健康保険運営方針 策定要領の見直しについて

1 対象期間等

- 国保運営方針は「おおむね6年ごと」に定めることとする。（国保法第82条の2第1項）
- 国保運営方針に基づく取組の状況をおおむね3年ごとに把握・分析し、評価を行うことで検証。その結果に基づいて国保財政の安定化、保険料水準の平準化の推進等のために必要があると認めるときは、国保運営方針の見直しを行うこととする。（国保法第82条の2第6項）



<県の対応案>

- 運営方針の対象期間を令和6年度～令和11年度の6年間とする。
- 取組状況の把握・分析、評価を3年ごとに行うことを記載

2 保険料水準の統一

- 同じ所得水準・世帯構成であれば同じ保険料とする「完全統一」と、各市町の納付金に医療費水準を反映させない納付金ベースにおける統一」と大きく2種類
- 将来的には「完全統一」を目指すのが望ましいが、地域の実情に応じて段階的に進めることも可能
- 国保運営方針には、①統一に向けた基本的な考え方、②統一の定義に関する事項、③統一の目標年度に関する事項、④統一に向けた検討の組織体制やスケジュールに関する事項を記載すること



<県の対応案>

- ①統一に向けた基本的な考え方、②統一の定義に関する事項については、現運営方針ですでに記載済みのため、新運営方針でも同様の内容を記載予定
- ③統一の目標年度に関する事項、④統一に向けたスケジュールに関する事項は昨年度から作成に向けた検討を続けている「保険料水準の統一に向けたロードマップ」に基づいて記載予定
（将来的に完全統一を目指すこととし、ロードマップに基づいて取組みを県と市町が協力して実施）
- ④統一に向けた検討の組織体制については、現行の担当者会議を行うことを基本とし、必要に応じて検討が必要な分野に特化したワーキンググループ（例：保健事業、財政運営 など）を設置して、集中的に検討を実施することを記載することで検討中

3 法定外繰入の解消

- 国保運営方針に、①都道府県全体としての法定外繰入等の解消目標予定年度、②新たに法定外繰入を行う市町村が発生した場合の対応方針（原則翌年度の解消等）、③法定外繰入等を解消を進める上での、都道府県としての取組み内容を記載すること。



〈県の対応案〉

- 法定外繰入等の都道府県全体としての解消目標予定年度を保険料水準の統一の目標年次前年度末までとしてはどうか
- 新たな法定外繰入が発生した場合には、翌年度に解消を図ることを原則とし、やむを得ず単年度での赤字の解消が困難な場合には、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字の削減を図ることを記載してはどうか。
- 県の取組みとしては、赤字解消の取組みについて県国民健康保険運営協議会への報告など進捗管理を行い、また県ホームページで公表し、赤字削減の取り組み状況の見える化を図ることを記載予定

4 事務の広域化・標準化

- 市町村は、令和7年度末までに地方公共団体情報システムの標準化に関する法律（令和3年法律第40号）に基づく標準化基準に適合するシステムの導入が義務付けられていることを踏まえ、市町村における「市町村事務処理標準システム」の導入に向けたスケジュールを定めている場合には、その旨を記載すること。



〈県の対応案〉

- 各市町の「市町村事務処理標準システム」の導入に向けた取り組み状況を把握する。
- 令和7年度末までに県内全市町でシステムを導入することを記載予定